

## 計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目)

## I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

地域公共交通総合連携計画に掲げた目標「地域の生活交通の確保」、「高齢者や通学者の移動手段の確保」、「観光客にも配慮した公共交通機関の確保」の取り組みを進めるため、法定協議会の場で事業内容、問題点の検証、事業見直しの要否など確認し、事業を本格実施する環境の整備に向けて検討を行い、必要な連携計画・事業計画の一部変更を行った。

## II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合事業計画において、今年度は地域バス等の実証運行を行い持続的な生活交通の確保を目指すとして、「運賃を低額一律料金とし生活の足としての利便性を高める」、「利用者の実態とニーズの把握に努める」としている。

地域バスの実証運行では、町内5系統へのバス運行を行い、4月から12月までの間でおよそ37800人(前年38000人)が利用し、補助交通としての乗合タクシーについては、同期間で517人が利用した。

ニーズの把握としては、6～8月にかけて社会福祉協議会が開催した高齢者を対象とした福祉懇談会に同席し、高齢者の方から現行バス・乗合タクシーの運行について意見聴取を行った。また、住民懇談会(7回開催)の場においても利用促進にむけて呼びかけを行うとともに、公共交通についての意見を伺った。

これらのニーズを伺った結果、バス停留所までも出ることが困難な地域についての乗合タクシーの要望が多いことからバス停までの移動手段の確保のため、乗合タクシー路線拡充と、老朽化し表示・表記も判りにくいと苦情の多かった停留所施設の整備を図り利用者の利便向上を図る方針の決定を行った。(今後実施予定)

## III 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

評価事項としては、公共交通の空白地域の解消、町中心部及び公共施設等へのアクセス向上、行政コストの抑制、住民の公共交通の利便性等に対する満足度の向上とした。

町内各地区に向けて5系統によるバス運行は空白地域の解消及び町中心部・公共施設等へのアクセス向上に十分寄与している。また、住民懇談会などにおい意見でも地域バス運行に対して一定の評価をいただいている。ただ、スクールバス・通園バスへの混乗運行など、まだ周知が不十分で利用につながっていないとの意見もあった。今後の課題である行政コストの抑制の面では、地理的な悪条件の克服が難しく十分な成果を得るまでに至っていない。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

バス、乗合タクシー共に利用者のほとんどを高齢者と高校生が占めており、「地域の生活交通の確保」、「高齢者や通学者の移動手段の確保」という目標達成のために適切な事業であると判断される。

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

<b>IV 自立性・持続性</b>
<b>1 事業の本格実施に向けての準備</b>
<p>① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。</p> <p>地域バス運行の実証運行については、主要3路線(保神線・馬籠線・田立線)の平均利用者数が7.7人/便(前年7.3人)と一定の成果を得ている、収支率は今年度ゴールデンウィークやシルバーウィークなどにより観光客が増加したことから全体では63%(前年56%)と一時的には改善される見込みとなったが、住民路線である保神線においては、39%(前年40%)と以前低い水準にあるので運行形態の見直しを含めて収支率向上の取り組みが課題である。</p>
<p>② 実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。</p> <p>地域バス運行の実証運行については、主要3路線のうち保神線の平均利用者数が6.5人/便(前年6.8人)、田立線が5.8人/便(前年6.0人)となっており、昨年同期とほぼ横ばいの状況である。利用者は、保神線・田立線は高齢者と通学者が主となっていて生活交通としての機能を果たしており、一定の成果を得ている状況にあると認識している。 また、馬籠線についての利用者は、9.7人/便(前年9.2人)で妻籠宿と馬籠宿を移動する観光客の唯一の公共交通としての機能を果たしている。</p>
<b>2 事業の実施環境</b>
<p>① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。</p> <p>平成22年度の地域バス等の実証運行の事業を実施するにあたっては、総合事業(計画事業)による国費のほか、南木曾町からの財政支出によるということで関係者の合意が形成されており、南木曾町の平成22年3月議会に平成22年度予算案を提出し、町議会において審議される予定である。</p>
<p>② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。</p> <p>住民懇談会での利用促進依頼、地域の振興組織である地域振興協議会により沿線住民へのバス利用の啓発活動がされているなど、バス運行へ継続への期待から協力体制がとられている。</p>
<p>③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。</p> <p>当該事業を開始する前段として、民間事業者の撤退に伴う試験運行において町が財源負担をしている。地域の生活交通の確保のためにはある程度の町負担はやむを得ないと認識しているが、コスト低減に向けたさらなる取り組みと利用促進による利用料確保が必要と考えている。</p>

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

## V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

- ① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会の協議事項は計画の作成及び変更に関する事、計画事業の実施に関する事、協議会の運営に関する事、その他必要と認める事と規定されている。

- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

法定協議会の構成員には、南木曾町の商工会長、社会福祉協議会長、老人クラブ連合会長、婦人会長、地域振興協議会代表が住民・利用者代表として参加しており、住民の意見が計画事業に反映される仕組みが設けられている。

- ③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

法定協議会は今年度6月に20年度の利用状況・収支状況報告、21年度事業計画・予算決議をいただいた。また10月には福祉懇談会・住民懇談会での意見反映のため事業変更の必要が出たことから、連携計画・事業計画変更のための協議をしていただいた。今後も22年度計画事業実施のための、今年度利用・収支状況中間報告並びに22年度事業計画・予算案審議のための法定協議会を開催予定で、適切な開催に努めている。

- ④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会規約において会議は原則として公開で行うと規定されており、協議会の議事が開示されている。（法定協議会での次第、提出資料、会議録等は町ホームページにおいて公開している。）

- ⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

法定協議会においては、計画事業の実施にあたっては22年度までに地域バス等の実証運行と停留所施設整備を行うことが確認されており、目標達成に向けた事業実施については合意が形成されている。

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。